

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

記入例①(退職で一括徴収の場合)

年 度	1. 現年度	2. 新年度	3. 前年度
特別徴収義務者 指 定 番 号	9876543	※市区町村 ごとに 異なります。	
連 絡	所 属	人事課人事労務係	
氏 名	特徴 花子		
電 話	000-000-0000		
先	内線 (123)		
異 動 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
×× 年 1 月 1 日	1. 退職 2. 転勤・転職 3. 休職・長欠 4. 死 5. 支払済み 右から 番号を 記入	※1月1日以降の異動の場 合は一括徴収が義務付けら れています。 ※注4	
1 月 1 日 現在の住所	00県××市△△3-2-1	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 ※注4 3. 普通徴収 (本人納付)	

「9」から始まる7桁の番号です。
(税額通知書に記載されています。)

税額通知書に記載された宛名番号を
ご記入ください。

一括で徴収した税額を納入する月
※1月以降の退職の場合は、原則一
括徴収が基本となります。

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。
(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
(イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)
(ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
↑
一括徴収税額(納入額と同額)

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指 定 番 号	〒 012-3456	新しい勤務先では、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入します。
所 在 地	00県××市△△1-2-3	受給者番号 ※注2
フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
氏 名 又 は 名 称	株式会社 ○×商事	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理 由	1. 異動が令和××年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 上記(ウ)と同額	左記の一括徴収した税額は、 9 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		9 月 20 日	104,400 円	

3. 普通徴収の場合

理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※ 記 市 区 欄 町 村
-----	--	---------------

※用紙が足りない場合は、コピーしてご使用いただくか、市公式ホームページからダウンロードしてご使用ください。

御注意

1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
2 「転勤・再就職等」の欄には、給与所得者の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先に送付してください。
3 また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄には、前勤務先では記載せず、新勤務先に送付してください。
4 「受給者番号」は、納税義務者用税額通知書に記載し、「1月1日現在の住所(課税地)」の市町村長に送付してください。
5 1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、地方税法第321条の6第2項但書により、一括徴収することが義務づけられています。(五月末日までに支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。)